

## 第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）概要

### 1 策定の目的等

科学的・計画的な保護管理により、

- ① イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図る。
- ② 「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図る。
- ③ 人身被害発生のある場合には、これの回避を図る。

### 2 計画の期間

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

### 3 保護管理の基本方針

「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施する。

- ① 対策の実施に当たっては県、市町村、農林業団体、集落の住民、地域の捕獲者等関係者が共通認識のもとに連携して取り組めるよう、野生鳥獣被害対策チームが、必要な助言及び指導を行う。
- ② 地域でイノシシの加害、出没、対策等を表示した被害情報マップを作成し、現状を目に見える形にした上で、対策の計画、実施、見直しを行う。

### 4 保護管理の実施方法

#### (1) 出没防止のための生息環境の整備

- ・ イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本とする。
- ・ 河川敷等の獣類の移動ルートとなり得る箇所環境整備についても推進する。

#### (2) 効果的な被害防除の実施

- ・ 農業被害の防除は、被害情報マップの情報に基づく侵入防止柵の設置を基本とする。
- ・ なお、計画・実施にあたっては対策チームが計画段階から関与する。

#### (3) 加害個体の捕獲及び狩猟の推進

- ・ 生息環境対策、被害防除を優先して講じた上で、加害個体の捕獲を被害地周辺で行う。
- ・ 狩猟期間の延長、くくりわなの径の規制の解除については継続するが、錯誤捕獲対策のより徹底を図る。
- ・ イノシシの人に対する警戒心を与える効果のある銃猟を推進する。

(4) その他

- ・無意識なものも含めた餌やりの禁止、放獣等の禁止、多様な森林の保全及び整備を推進する。

**5 新たな技術**

効果的な被害対策や、新たな猟法及び錯誤捕獲の少ないわなの改良等について、国及び他県の研究機関とも連携し、情報収集を行うとともに必要に応じて現地での実証を行う。

**6 普及啓発**

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携して普及啓発に努める。

**7 モニタリング等の調査研究**

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行い、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用する他、必要に応じて計画等の見直しの検討に活用する。

**8 計画の実施体制**

効果的な管理施策を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協力し取り組む。

**9 高山帯での確認について**

近年のイノシシの北アルプスの稜線での確認や、高山帯での掘り起し被害の確認を考慮し、今後影響を注視する必要がある旨を計画に記載。